6. 補償内容一覧表

リスク	主な補償内容	支払限度額・免責金額	保険金をお支払し	いしない主な場合
	施設にかかわる	支払限度額	共通	
身体	リスク プレミアムブラン ベーシックブラン	(1事故・保険期間中につき) 「(基本)支払限度額」と同じ 免責金額 (1事故につき)	①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ②被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約	
信責任リスク 博書・財物損壊	身体財物	「(基本)免責金額」と同じ	損害賠償責任 ③被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害 賠償責任 ④被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に 被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武	償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ③石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引
	昇降機補償 身体 財物	日上	賠償責任 ○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害	
	漏水補償 身体 財物	同上	ア. 航空機 イ. 施設外における船舶	ウ・パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
			○じんあいまたは騒音に起因する損害 ○石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険 ことによって被る損害	
			因 する賠償責任	イ・水の汚染によって漁獲高が減少しまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
	構内専用車等 補償 身体 財物	同上	○医療行為、鍼灸・指圧・柔道整復等、または弁護士、公認会計士者 ○ 共元等項 記載の事項 ○ 故保険者が自動車または車両を一般道路上で運行中の事故によ 理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する賠償責任を負 ※保険金のお支払いは、自賠責保険および自動車保険が優先適用	よって生じた損害ただし、自動車もしくは車両の所有、使用または管 担することによって被る損害を除きます。
	業務、仕事の遂行	支払限度額 (1事故・保険期間中につき)	○ 共通事項 記載の事項	104047 :
	にかかわるリスク プレミアムプラン	「(基本)支払限度額」と同じ	○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害 ア・航空機 イ・施設外における船舶	ウ・パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
	ペーシックプラン 身体 財物	免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ	しているという。 しているいまたは騒音に起因する損害 ○石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険 ことによって被る損害	: ま者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担する
	国外業務危険 補償	同上	因 する賠償責任	イ. 水の汚染によって漁獲高が減少しまたは漁獲物の品質が 低下したことに起因する賠償責任
	身体 財物		については、保険金を支払いません。	もしくは差楽工寺の貨格に基づいて行う専門業務に起因する集音 たは展示会等のイベント運営に関する業務について海外で発生した損害
	管理財物損壊 補償	同上	○ 共通事項 記載の事項 ○補償管理財物の損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因	1.5 (2.5)
	財物		は加担した補償管理財物の盗取	エ.補償管理財物の目滅り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発 オ.補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から3
			は私用に供する補償管理財物の減失、破損もしくは汚損、 紛失または盗取	0日を経過した後に発見された補償管理財物の滅失、破損 もしくは汚損
			び、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由 またはねずみ食いもしくは虫食い	カ. 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の抽劣または仕上不良等
		ada A I real obs dear	「補償管理財物」といいます。	· るにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。)を
	生産物、仕事の結果にかかわるリスクプレミアムプラン	(1事故・保険期間中につき) 「(基本)支払限度額」と同じ	大込事項 記載の事項○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、則害	仮売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損
	ベーシックブラン	免責金額 (1事故につき)	○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置 ○被保険者の生産物、または仕事の結果に起因する事故が発生し よる他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の	
	身体財物	「(基本)免責金額」と同じ	する損害(「リコール費用補償」(プレミアムブランのみ)で一部補償(○直接であると間接であるとを問わず、生産物または仕事の結果が	の対象となります。) 、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。 た
			揮されなかったことに起因する損害は除きます。 ○生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が医薬品等の製造も	類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発 記しくは販売または臨床試験を含む場合における次のいずれかに該
			当する医薬品等または仕事に起因する損害 ア・医薬品等のうち、臨床試験に供される物 イ・臨床試験	ウ. 避妊薬、流産防止剤、障痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関係する医薬品等
	T-6-4-5	支払限度額	※設計のみを行う業務の結果に起因して、仕事の終了または放棄の	/仮に生した事故については、保険金を文払いません。
	不良完成品 損害補償 財物	(1事故・保険期間中につき)	○ 天心學頃 記載の事項 ○完成品を滅失、破損もしくは汚損することなく、生産物自体を完成品 ○生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部 ※直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に	R分の完成品が滅失、破損もしくは汚損していない状態となる場合
		免責金額 (1事故につき)		
		「(基本)免責金額」と同じ		

IJ	17	主な補償内容	支払限度額・免責金額	保険金をお支払いしない主な場合	
賠	身体	不良製造品 損害補償 財物	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1億円または「(基本)支払限 度額」のいずれか低い額	○ 共道事項 記載の事項 ※直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。	
賠償責任リスク	t障害·財物損壞	生産物または仕事の損害補償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ 支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ 同上	○ 共	
		来訪者財物損壊	支払限度額	ア. 医療機器、医療品、医薬部外品またはこれらに使用される イ. 航空機、自動車、鉄道、船舶またはこれらに使用される材 原 材料や部品、成分 料、装置などの部品類 ウ. たばこ	
		本 が 付換 な が が 付換 な が 付換 な が	(1名/1事故につき) 10万円/100万円 (保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 なし	○受託品の減失、破損、汚損もしくは盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害 ○携帯品の盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠債責任を負担することによって被る損害 ○後保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ○受託品が来訪者に引き渡された後に発見された受託品の減失、破損または汚損に起因する損害 ○受託品に対する修理、点検または加工等に起因して、受託品が減失、破損または汚損したことに起因する損害 ○受託品または携帯品が次のいずれかに該当する場合 ア・自動車等(ゴルフ場で使用する乗用カートを除きます。)の イ・被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物 内部または外部に複数された財物	
		受託物損壊補償プレミアムプラン 財物 ※ ※財物損壊には、他人の財物の紛失、盗取 も含みます。	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 100万円 免責金額 なし	大心・手頂 記載の事項 一次保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 一次保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 一受託物の性質、瑕疵またはねずみ食いもしくはと良いに起因する損害 一受託物の性質、瑕疵またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 一受託物が寄託者または貴生に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の減失、破損または汚損に起因する損害 一受託物の自滅り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 一受託物の自然の消耗、または受託物本来の性質に起因する損害 一次収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収益・収	
		借用イベント施設に対する財物損壊補償プレミアムプラントが物	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 10万円 (火災、破裂・爆 発、水濡れは免責なし)	○ 大江」・1月 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ▼・借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事 イ・借用イベント施設の理疵またはねずみ食いもしくは虫食い ウ・借用イベント施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化ま たは汚損 エ・借用イベント施設の自然の消耗	
	その他賠償リスク	人格権侵害補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 身体・財物以外	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ	 ○ 共道より ○ 設保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任 ○ 設保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 	
		広告宣伝活動による権利侵害補償プレミアムプランベーシックプラン・身体・財物以外	同上	○ 共心事項 ○事実に反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任 ○商標、商号、営業上の表示等の侵害(表題または標語の侵害を除きます。)によって生じた賠償責任 ○宣伝価格の誤りによって生じた賠償責任 ○対保険者の業務が広告、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任	

リスク	主な補償内容		保険金をお支払いしない主な場合	
費用・利益リスク	被害者治療費等補償プレミアムプランベーシックプラン	支払限度額 (被害者1名につき) 死亡・重度後遺障害50万円 入院10万円、通院3万円 (保険期間中につき)	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等 ア・治療費等を受け取るべき者の故意 イ、保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき ・ 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき 族または生計を共にする別居の未婚の子の行為	
登リスク	損害	1,000万円 免責金額 なし	者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ウ. 被害者の心神喪失 ※見舞品、見舞会または弔慰会に要した費用は社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付を除きます。	
	初期対応費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円免責金額	○ 共通事項 記載の事項	
	損害 訴訟対応費用補償 プレミアムプラン ペーシックプラン 費用 損害	同上	○ 共通事項 記載の事項	
	ブランドイメージ 回復費用補償 ブレミアムブラン ベーシックブラン 費用 損害	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 なし ただし、縮小支払割合 90%が適用されます。	★ブレショ 記載の事項 ※ブランドイメージ回復費用とは次のいずれかに該当する費用に限ります。 ①事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等(以下「広告宣伝活動等といいます。)および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告の費用に限ります。 ②被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用。 ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善等の費用に限ります。 (注)身体の障害を破り、または死亡した場合に限ります。 (注)身体の障害を被り、または死亡した場合に限ります。	
	データ損壊復旧 費用補償 プレミアムプラン <mark>費用</mark> 損害	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 (1事故につき) 「(基本)免責金額」と同じ	○ 共通事項 記載の事項 ※保険金支払対象となる費用は、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限ります。	
	リコール 費用 補償 プレミアムプラン <mark>費用</mark> 損害	同上	○ 大正・リー 記載の事項 ○ 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 フ・保険契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失による生産物事故の発生 イ・保険契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失による法令違反 ウ・保険契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失による法令違反 ウ・保険契約者または記名被保険者以外の者による強迫行為もしくは加害行為 エ・生産物の自然の消耗・磨耗・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由 ○ 保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当するときは、引受保険会社はその回収決定またはその生産物事故の発生もしくはそのおそれによる回収決定については保険金を支払いません。 フ・この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に回収決定が行われたとき。 「オ・保存期間・有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物のは、場合性・販売等を行った生産物のは、場合性・販売等を行った生産物のは、場合性・販売等を行った生産物のは、場合性・販売等を行った生産物のは、場合性・販売等を行った生産物のは、場合性・販売等を行った生産物のは、場合性・販売等を行った生産物のは、場合性・関係性・関係性・関係性・関係性・関係性・関係性・関係性・関係性・関係性・関係	

刀尖	土な棚頂内容	文払限長額・児 頁面額	保険金をお文払い	しない主な場合	
オプション	食中毒·特定感染症利益補償 費用 損害	支払限度額 (1事故・保険期間中につき) 1,000万円 免責金額 なし	★池事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって発生した事故による損失 ア・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ・被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ウ・地震、噴火、津波、高潮または洪水 エ・青迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為	オ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反 乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾もしくは労働 争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩 序の混乱	

分類 主な補償内容	支払限度額・免責金額	保険金をお支払いしない主な場合
借用不動産損壊補の		〇 共通事項 記載の事項
財物	(1事故につき)1,000万円 免責金額	○次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 フ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の ウ・借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保 故 意 険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きま
	10万円 (火災、破裂・爆 発、水濡れは免責なし)	イ・被保険者の心神喪失または指図す。
	光、小高和は光見なし)	〇借用戸室に生じた次のいずれかに該当する破損により被保険者が被った損害
オプション		ア・借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変 オ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた破損 カ・詐欺または横領によって借用戸室に生じた破損 キ・土地の沈下、陸起、移動、振動等によって生じた破損の行使によって生じた破損。ただし、消防・または避難に必要 の情便によって生じた破損。ただし、消防・または避難に必要 の損傷または借用戸室の予損であって、借用戸室の機能に
∃ V		な処置によって生じた破損を於きます。 ウ・借用戸室の欠陥によって生じた破損 エ・借用戸室の使用もしくは管理を委託された者の故意によっ て生じた破損 ただし、被保険者に保険金を取得させる目的 コ、風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの
		でなかった場合を除きます。 漏入により生じた破損
		○被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の滅失、破損または汚損に起因する損害賠償責任を負うことによって被る損害 ○被保険者の使用人が所有する借用戸室を滅失、破損または汚損したことに起因する損害
		※借用戸室には工場、倉庫は含まれません。 ※仕事の遂行の一環として行うイベント等のために他人から賃借する建物は含まれません。
ネットワーク危険	支払限度額	〇 共通事項 記載の事項
補償	(1事故・保険期間中につき)	○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害
身体-財物以外	1,000万円 免責金額	ア. 初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に オ. ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠 起因する損害賠償請求 債請求
	なし	イ. この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害 カ. 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建 賠債請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知って 薬等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作 いた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合 物等の形の不具合に起因する損害賠債請求
		を含みます。)において、その状況の原因となる行為に起因 キ・被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報ショ する損害賠償請求 ウ・この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされて、 は、特別では、おいました。 または オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・
		いた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因す ク. 被保険者以外の者に管理を委託された情報システムまた る損害賠償請求 はネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 (スカリンボカルに対します。根本は、アカリンボカルに対します。
		○次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害 「ア・身体の障害に対する損害賠償請求 エ・財物(ただし、貨幣を除きます。)の減失、破損、汚損、紛
		イ・被保険者による辞謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求。ただし、被保険者による相害賠償請求。ただし、被保険者から担害賠償請求。ただし、被保険者からのコンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染ウ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所による第三者の情報システム、ネットワークまたは電子情報
		有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求 の損壊に起因する場合を除きます。 オ・被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害 賠償請求
雇用慣行賠償責任	支払限度額 (1事件 / 保险期間中(10年)	〇 共通事項 記載の事項
補償 身体-財物以外	(1事故・保険期間中につき) 1,000万円	○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ア・被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 カ・この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害
	免責金額なし	イ、被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する
		に 起因する損害賠償請求 エ. 初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に 起因する一連の損害賠償請求 はたまする一連の損害賠償請求
		オ・初年度契約の保険期間の始期日において、被保険者に対する一連の損害賠償請求する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者 ク・役員または使用人が業務に従事中に被った身体の障害にが知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由が 起及する場合と表と、と、この場合の関係に対して、対策を関係されています。
		ある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起、ケ・労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求 因する一連の損害賠償請求 コ、施設や設備等の新設、修理または改造等に起因する損害 賠償請求 ○直接であると間接であるとを問わず、セクシャルハラスメントを行った者に対してなされた損害賠償請求に起因する損害
		 ○□度であると间接であるとを同わり、セソンヤルハラスメントを行うに名に対してなされた損害症債請求に起ぬりる損害 ※セクシャルハラスメントが実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、セクシャルハラスメントがあったとの申し立てに基づき書 賠償請求がなされた場合にも適用されます。 ○労働組合法第7条(不当労働行為)または同様の内容を規定する各国・各地域の法令等による不当労働行為によって生じた掲載
		○ 万 園 信 日 広 万 東 下 に で
使用者賠償責任補係	営 支払限度額	○ 共工工具 記載の事項。ただし4を除きます。
身体	(1事故・保険期間中につき) 5,000万円または1億円の	○次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害
	いずれかを選択 ただし(基本)支払限度額が 5,000万円の場合は、 5,000万円。	任者の故意 イ、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特乱 その他これらに類似の事変または暴動性性
	5,000万円。 免責金額 なし	○次のアからウまでの身体の障害 ア・記名被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体 イ・風土病による身体の障害 ウ・職業性疾病による身体の障害
	AF4600	○次のいずれかに該当する損害賠償金または費用 「フ 和々神保険者と神田者またけるの所の第二者との間に悔: ✓ 和々神保険者が阻しの場合にけ その和々神保険者とは
		ア. 記名被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損 イ. 記名被保険者が個人の場合には、その記名被保険者と住害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して補償規定等がある場合はその規定等がなければ記名被保負 担する損害賠償金または費用
		□ 限 名 が 員
		○労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、記名被保険者が負担する金額